

鳥取県告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
徳吉 淳一	鳥取市秋里723-4	東部薬局	鳥取市秋里723-4	居宅療養管理指導	平成21年3月1日
社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市川端四丁目115	鳥取市介護老人保健施設やすらぎ	鳥取市市場一丁目11	訪問リハビリテーション	平成21年4月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市川端四丁目115	鳥取市介護老人保健施設やすらぎ	鳥取市市場一丁目11	介護予防訪問リハビリテーション	平成21年4月1日